

S . T . E . P  
アドバンスドDNSサービス  
利用規約

平成22年2月

北海道総合通信網株式会社

## S.T.E.P アドバンスドDNSサービス利用規約

### (利用規約の適用)

第1条 北海道総合通信網株式会社（以下、「当社」という。）は、S.T.E.P アドバンスド DNS サービス利用規約（以下、「利用規約」という。）を定め、この利用規約に基づき S.T.E.P アドバンスド DNS サービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

2 本サービスの詳細は、別に定める S.T.E.P アドバンスド DNS サービス仕様書に準じます。

### (利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更する場合があります。この場合の料金その他の変更条件は、変更後の利用規約によります。

### (用語の定義)

第3条 この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 契約者	当社と本利用規約に定めるサービスの提供を受けるために契約を締結しているもの
3 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
4 営業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、当社指定休日（5月1日）を除く、月曜日から金曜日
5 営業時間	当社営業日における9時から17時まで

### (利用申込み)

第4条 本サービスの利用申込みについては、本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用契約申込書を提出していただきます。

2 当社は利用申込みがあった場合は、これを承諾します。

3 当社は次の場合には本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術上困難なとき

(2) 本サービス申込者が当該申込に係る本サービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき

(3) 本サービスの利用契約申込書に事実と異なる記載をしたとき

(4) 第9条第1項各号のいずれかに該当する場合

(5) 前各号のほか、当社が利用契約の承諾を不適切と認めた場合

4 契約者は利用契約申込書に記載した事項に変更があった場合は、遅滞なく、当社に申し出るものとします。

### (契約期間)

第5条 本サービスの最低利用期間は、1ヶ月間とします。

(契約者が行う契約の解除)

第6条 本サービスの契約解除については、当社に対し解除の日の10営業日前までに当社所定の書面を提出していただきます。

2 当社は本サービスの契約解除の申込みがあった場合は、これを承諾します。

3 本サービスの最低利用期間内における契約の解除の場合は、第13条に定める違約金を支払っていただきます。

4 第4条に定める申込みによる契約成立以降、サービス開始日までの期間において、契約者の都合により契約が解除された場合、第13条に定める違約金を支払っていただきます。

(当社が行う契約の解除)

第7条 当社は第9条の規定により、本サービスの提供を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。

2 当社は契約者が第9条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないで、その利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(利用中止)

第8条 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止する場合があります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守、工事または故障等やむを得ないとき
- (2) 天災地変等の非常事態の発生、または発生するおそれがある場合
- (3) 当社の責めに帰すべからざる事由によりサービスの提供ができないとき
- (4) その他当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断した場合

2 当社は前項各号の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第9条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると認めるときは、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 本サービスの運営に支障をきたす恐れのある場合
- (3) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払われないとき
- (4) 前各号のほか当社が本サービスの利用を不相当と認めるとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(サービスの終了)

第10条 当社は、当社の都合により本サービスの提供を終了する場合があります。

2 当社は前項各号の規定によりサービスを終了するときは、90日前までにそのことを契約者に通知します。

(料金の支払い)

第11条 契約者は料金表に定めるところにより、本サービスの料金を支払うこととします。

2 第9条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、サービスの料金の算出は当該サービスの提供があったものとして取扱います。

(料金の計算方法)

第12条 当社は契約者が支払う料金は暦日に従って計算します。

2 当社は、料金表で定められている本サービスについて、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 暦日の初日以外の日にサービスの提供の開始があったとき

(2) 暦日の初日以外の日に契約の解除があったとき

(3) 暦日の初日にサービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき

3 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを利用できない状態に陥った場合、当社がそのことを知った時刻から起算して、その状態が24時間以上連続したときに限り、契約者はその時刻に対応(24時間の倍数である部分に限り)する料金の支払を要しません。

4 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(違約金)

第13条 契約者の都合により、最低利用期間内にサービスの契約の解除があった場合は、違約金として残余の期間内に対応する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第14条 この利用規約に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(支払遅延利息)

第15条 契約者は、料金その他の債務について当社が定める支払い期日を経過してなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算した額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(譲渡制限)

第16条 契約者はこの利用規約に基づき本サービスを利用する権利を、当社の書面による事前の承認なく、他に譲渡並びに貸与することは出来ません。

(責任の制限)

第17条 契約者が本規約に定めるサービスを利用できないことにより被った損害については、直接的、間接的損害を問わず当社は損害賠償の責を負わないものとします。

2 当社は本規約に特別の定めがある場合を除き、当社の責めに帰すことのできない事由から契約者および第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(協議)

第18条 利用規約に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し、円満にその解決に当るものとします。

(管轄裁判所)

第19条 本規約について、契約者と当社との間で裁判を行う場合は、札幌地方裁判所を第1審における管轄裁判所とします。

料金表

1. サービス価格

( ) 内は税込額

項目	料金額
初期料金	15,000 円 (15,750 円)
月額基本料金	5,000 円 (5,250 円)